

令和8年度第1回安城市自立支援協議会 次第

日時:令和8年7月2日(木)

午後1時30分から午後3時まで

場所:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

1 神谷委員長あいさつ

2 副委員長の指名

3 議 題

(1) 安城市自立支援協議会について ……………資料1-1,1-2(P1~2)

(2) 第5次安城市障害者計画における進捗状況について ……………資料2(P3~17)

(計画の本編及び概要版は[安城市公式ウェブサイト](#)よりご確認ください。)

《QRコード》



(3) 令和8年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて

……………資料3(P18~29)

(4) 障害者差別解消法に係る市の取組みについて

……………資料4(P30~31)

(5) 障害者虐待防止に係る市の取組みについて

……………資料5(P32~34)

(6) 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)評価の手引き改定について

……………資料6(P35~46)

- (7) 日中サービス支援型共同生活援助事業所(ユースタイルホーム安城)の
改善策について【非公開】……………資料7(P47~49)

4 連絡事項

令和8年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて

第2回 日時:令和8年10月29日(木) 午後1時30分から午後3時まで

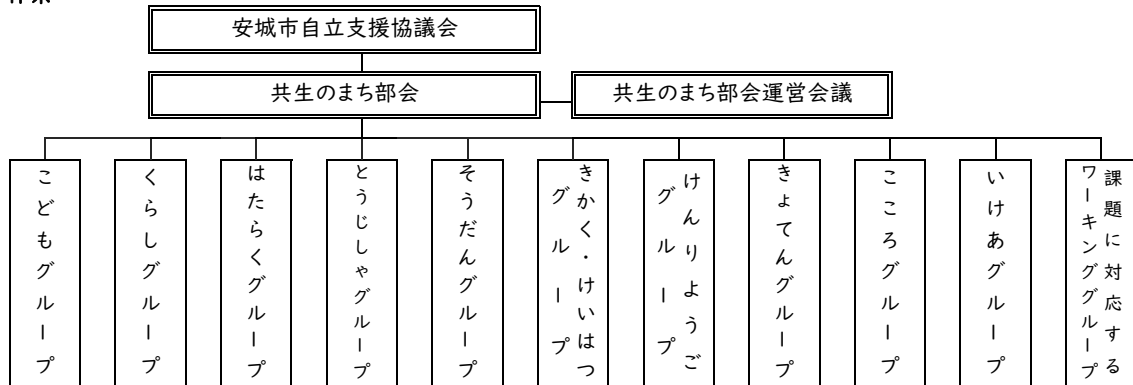
会場:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

第3回 日時:令和9年3月18日(木) 午後1時30分から午後3時まで

場所:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

令和8年度 自立支援協議会の体系と各組織の役割

1 体系



2 構成員

	開催時期	構成事業所等	内容
共生のまち部会	毎月	共生のまち部会長・副会長、各グループのリーダー・サブリーダー、地域生活支援拠点等コーディネーター	自立支援協議会内の各組織のリーダー、サブリーダーで構成し、地域の課題について検討を行う
共生のまち部会運営会議	毎月	共生のまち部会長・副会長、地域生活支援拠点等コーディネーター	共生のまち部会での議題について事前に検討を行う
こどもグループ	奇数月	児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、特別支援学校、療育センター、こども支援団体	障害児やその家族に対する支援について検討を行う
くらしグループ	偶数月	グループホーム、短期入所、入所施設、居宅介護（ホームヘルプサービス）	グループホーム並びに入所施設における支援等及び在宅及び外出におけるホームヘルプサービスについて検討を行う
はたらくグループ	年4回	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、日中一時支援、学校、ハローワーク	障害者の就労に関することや日中の居場所などについて検討を行う
とうじしゃグループ	毎月	障害当事者、けんりようごグループ代表、とうじしゃグループアドバイザー	障害者が当事者の視点から日常生活や障害者支援に関する内容について提案等を行う
そうだんグループ	毎月	指定特定相談支援、指定一般相談支援、障害児相談支援	相談支援の立場から地域の課題抽出を行ったり、適正な障害福祉サービス等の支援について検討を行う
きかく・けいはつグループ	隔月	共生のまち部会参加者から募る。愛教大学生	共生のまち部会全体でのイベント等の企画及び障害に関する啓発活動について検討を行う
けんりようごグループ	随時	愛知県指定研修講師、弁護士、地域生活支援拠点等コーディネーター、共生のまち部会長、副会長	障害者の権利擁護に関する協議を行う
きよてんグループ	随時（年3回）	地域生活支援拠点等コーディネーター、共生のまち部会長・副会長、地域生活支援拠点等を担う事業所（短期入所等）	地域生活支援拠点等のより良い運営について協議を行う
こころグループ	年4回	就労継続支援B型、地域活動支援センター、各病院PSW、衣浦東部保健所、指定特定相談支援、訪問看護ステーション（精神）、地域包括支援センター、あんさば、ぶなの木会	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討する
いけあグループ	奇数月	医療的ケア児コーディネーター、医療機関ソーシャルワーカー、医療的ケア児・者を受入れている事業所	医療的ケア児・者の支援体制の課題について検討を行う
課題に対応するワーキンググループ	随時	課題ごとに募る。	短期間で課題解決すべき問題について、臨時でワーキンググループを作成し、課題について検討を行う

※基幹相談支援センター及び安城市障害福祉課はすべてのグループに参加する。

※共生のまち部会長・副会長は分担して各グループに参加する。

令和 8 年度安城市自立支援協議会 共生のまち部会・各グループ スケジュール一覧表

(参考)

		こども	くらし	はたらく	とうじ しゃ	そうだん	きかく・ けいはつ	けんり ようご	きよてん	こころ	いけあ	共生の まち部会 (運営会議)	共生の まち部会	本会議	医ケア児 者連携会 議
事業所	リーダー	本多果 (Root)	牧 (ぬくもりの郷)	西垣 (わか葉)	近藤	若林 (ふ れあい)	阿部 (チャ コール)	飯野 (ぬくもり)	本多 (Root)	岡田 (カサマイ)	高橋 (COCOま る)	小川 (angel-A)	小川 (angel-A)	(小川)	-
	サブ	三條 (ばすて る)	鈴木 (パンデ)	岡田 (ぬくもりの家)	多田	鈴木 (ひむか)	永谷 (Garden)	高橋尚 (こすもす畑)	岡田 (カサマイ)	木落 (夢ら咲)	加藤 (JINKIDS)	太田 (安あん)	太田 (安あん)	(太田)	-
	サブ	加藤 (サポート パディ)	石川 (ニチイ)	笹原 (バストマトズ)	本田	中嶋 (かなめ)	戸田 (ぬ くもり)			柿本 (たいよう)		牧原 (フタバ・ラトス)	牧原 (フタバ・ラトス)	(牧原)	-
	サブ			生駒 (ピー・ス スタイル)	佐藤					百瀬 (陽なた)		-	-	-	-
担当	ふれあい	吉田 吉原	吉田 小山	平田 小山	鈴木 吉原	若林 鈴木	平田	係長	係長	平田 吉原	吉田 城内 小田	係長 若林	係長 若林	所長 係長	城内 小田
	市	宇野木	伊藤	中島	植村	伊藤	狭間	平木 小泉	障害給付 係長	中島	平木	両係長、狭 間	課長、両係 長、狭間	部長、次 長、課長、 両係長、狭 間	平木
開催時期 (予定)		隔月 第 3 水	隔月 第 2 火	年 4 回	毎月 第 2 木	毎月 第 3 火	第 4 金 (年 6 回)	奇数月 第 2 火	第 4 水 (年 3 回)	第 2 金 (年 4 回)	隔月 第 2 木	毎月 第 3 木	毎月 第 4 木	第 4 木	9 月 2 月
原則時間		10:30～	10:00～ 12:00	13:30～ 15:00	15:00～ 16:30	13:30～	13:30～ 15:00	10:30～ 12:00	13:30～ 15:00	15:00～ 16:30	13:30～ 15:00	10:00～ 11:30	13:30～ 15:00	13:30～ 15:00	13:30～
場 所 (予定)		社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	ティンク	ティンク	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	ティンク	社会福祉会館	市役所	社会福祉会館
R8	4 月		4/14		4/9	4/21	4/24					※4/23	-	-	
	5 月	5/20		5/13	5/14	5/19		5/19		5/8 事前打ち 合わせ	5/14	※5/14	※5/21	-	
	6 月		6/9		6/11	6/16	6/26		6/24	6/12 本会議		※6/11	※6/18	※7/2	
	7 月	7/15			7/9	※7/22		7/14		※当事者交流 会打合せ毎月 開始予定	7/9	7/16	7/23	-	
	8 月		8/18	8/5	8/13	8/18	8/28			8/7 事前打ち 合わせ		8/20	8/27	-	
	9 月	9/16			9/10	9/15		9/8		9/11 本会議	9/10	※9/10	※9/17	-	9/1
	10 月		10/20		10/8	10/20	10/23		10/28			※10/8	※10/15	※10/29	
	11 月	11/18		11/11	11/12	11/17		11/10		11/13 事前打ち 合わせ	11/12	11/19	11/26	-	
R9	12 月		12/8		12/10	12/15	12/25			12/11 本会議		12/17	12/24	-	
	1 月	1/20			1/14	1/19		1/12			1/14	1/21	1/28	-	
	2 月		2/9	2/10	※2/4	2/16	2/26		2/24	2/12 事前打ち 合わせ		2/18	2/25	-	2/24
	3 月	3/17			※3/4	3/16		3/9		3/12 本会議	※3/4	※3/4	※3/11	※3/18	

※ 変則開催日
・平成 26 年度から、各グループの担当職員は、障害福祉課とふれあいサービスセンターから、原則各 1 人とします。

第5次安城市障害者計画における進捗状況について（令和7年度担当課評価）

第5次安城市障害者計画（計画期間R3～R8） 令和7年度分進捗結果
「基本理念 わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」

評価 ○：達成
△：実施中であるが達成できず
×：着手できず
－：令和7年度実績なし

分野	体系番号	体系名	施策数	評価				備考（令和7年度の成果・取組状況）
				○	△	×	－	
1. 生活環境	1-1	安全・安心な住環境の整備	3	3	0	0	0	
	1-2	人にやさしいまちづくりの推進	3	3	0	0	0	
	1-3	地域福祉活動の推進	5	5	0	0	0	
	1-4	防災・防犯等の推進	9	8	1	0	0	△：（施策No.14） 6月1日を基準日として新規対象者及び未同意者への同意勧奨を実施した。また12月1日を基準日として新規対象者への同意勧奨を実施した。引き続き制度の普及啓発を進め、同意率の向上に努めた。
2. 生活支援	2-1	生活支援サービスの充実	5	5	0	0	0	
	2-2	経済的支援	3	3	0	0	0	
	2-3	文化芸術・スポーツの振興	4	4	0	0	0	
3. 相談・情報提供	3-1	相談支援体制の充実	2	2	0	0	0	
	3-2	情報提供の充実	3	3	0	0	0	
	3-3	意思疎通支援の充実	4	3	1	0	0	△：（施策No.43） 聴覚に障害のある人等からの依頼に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行った。
	3-4	権利擁護の推進	2	2	0	0	0	
4. 療育・教育・子育て	4-1	子ども発達支援の充実	5	5	0	0	0	
	4-2	子育て支援の充実	4	4	0	0	0	
	4-3	インクルーシブ教育の推進	7	7	0	0	0	
5. 保健・医療	5-1	障害の原因となる疾病の予防	4	4	0	0	0	
	5-2	医療サービスの推進	2	2	0	0	0	
6. 雇用・就労	6-1	雇用・就労の促進	5	3	1	0	1	△：（施策No.75-2） ・安城市の雇用にはつながらなかった。 ・雇用セミナーには連携自治体あわせて36人参加し、そのうち安城市民が3人。テレワークの障害のある人の需要は依然として高いため、引き続き雇用セミナーを実施し、雇用の促進に努める。 －：（施策No.76）職場環境整備支援事業補助金（WEB、テレワーク対応）は制度廃止により未実施。
	6-2	就労支援・相談体制の充実	1	1	0	0	0	
	6-3	福祉的就労の支援	1	1	0	0	0	
7. 啓発・広報	7-1	啓発・広報活動の推進	2	2	0	0	0	
	7-2	障害に関する理解の促進	3	3	0	0	0	
			施策数	77	73	3	0	1
			割合（％）	100.0	94.8	3.9	0.0	1.3

※施策数は、障害福祉計画・障害児福祉計画参照としているものを除く。

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容						
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R1実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
1			市営住宅のバリア フリー化の推進	既存の市営住宅においては、 市営住宅長寿寿命化計画に基づ き、高齢者や障害のある人の生 活に配慮したバリアフリー 化などの改修を進めます。	62.74%	建築課
2	1-1	安全・安 心な住環 境の整備	グループホームの 整備促進	障害のある人が地域で自立し た暮らしが送れるよう、国庫 補助制度を活用したグループ ホームの整備を促進します。	7事業所 17施設 103人	障害福祉課
3			障害のある人の住 宅改修に対する助 成	身体に重度の障害のある人 が、段差解消など住環境の改 善を行うために必要な経費の 一部を助成します。	実施	障害福祉課
5			学校施設等公共施 設のバリアフリー 化の推進	学校施設等公共施設のバリア フリー化やユニバーサルデザ インの考えに基づいた整備を 推進します。	14校 (1校)	教育委員会 総務課 その他施設 管理部署
6	1-2	人にやさ しいまち づくりの 推進	多目的トイレの設 置及び多機能化の 推進	公共施設への多目的トイレ (注1)の設置に努めます。 また、施設の利用形態等を考 慮しオーストメイト対応など多 機能化に努めます。 (注1) 令和3年2月現在、 国土交通省ではバリアフリー トイレ等名称変更が検討され ています。	実施	障害福祉課 その他施設 管理部署

計画策定後の進捗管理

R7		指標	令和7年度 担当課評価 (〇～)		施策 評価	回答作成 担当課
見込	実績					
74.70%	74.70%	高齢者、障害のある人 に配慮した市営住宅整 備率	取設の住宅について、整備予定がなかった ため、令和7年度は各戸の整備は進めてい ない。	○	○	建築課
154人	160人	安城市内グループホー ムの定員	国庫補助制度の活用したグループホームの 整備はなかったものの、令和7年6月に新た にグループホームが1か所開所した。 また、市内2か所の日中サービス支援型グ ループホームについては、自立支援協議会 の中で評価を行うことで、安全・安心な住 環境を提供することができた。	○	○	障害福祉課 障害給付係
実施	実施	安城市在宅重度身体障 害者住宅改修費給付事 業の実施	在宅重度身体障害者住宅改修費の給付を3 件行った。	○	○	障害福祉課 障害給付係
24校 (1校)	24校 (1校)	エレベーターを設置し た学校数（累積） ※()内は当該年度設置 校数	明祥中学校にエレベーターを設置した。	○	○	教育委員会 総務課
実施	実施	多目的トイレの設置	小学校や公園等の改修時に、多目的トイレ を設置した。	○	○	障害福祉課 障害給付係

計画書記載内容						
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名と異なります。
8	1－3	地域福祉 活動の推 進	地域における交流 機会の創出	地域の住民が「支え手」として「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをとにも創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、公民館まつりや福祉センターまつり、地域住民との交流を図るふれあい活動を推進し、また地域活動への支援を行います。	実施	障害福祉課 市民協働課 生涯学習課 社会福祉協 議会
9			各種ボランティア 等の養成講座の充 実	ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。	7講座 0講座	社会福祉協 議会

計画策定後の進捗管理						
指標		R7		令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価
		見込	実績			
障害者が参加できる・参加しやすい事業の検討・実施	障害者が参加できる・参加しやすい事業の検討・実施	実施	実施	社会福祉協議会に社会参加支援事業を委託し、講座を実施した。 【R7実績】 12事業	〇	障害福祉課 障害福祉係
	障害者が参加できる・参加しやすい町内会活動が行われるよう働きかけの実施	実施	実施	令和7年度の町内会長ノートに、障害者への合理的配慮の啓発チラシを掲載した。	〇	市民協働課
	障害者が参加できる・参加しやすい公民館まつりの検討・実施	実施	実施	作品展示を主としたが、障害者就労施設等の物品販売を行った。	〇	生涯学習課
障害者が参加できる・参加しやすい福祉センターまつりの検討・実施	障害者が参加できる・参加しやすい福祉センターまつりの検討・実施	実施	実施	福祉センターまつりは、障がいのある人や高齢者が来場しやすいよう、通路を広くとる等の工夫をした。障害者の当事者グループによる発表の場を開催するセンターもあった。また、障害者就労施設等で作られた物品販売を行った。	〇	社会福祉協 議会
	社会福祉協議会主催講座 団体自主講座	9講座 3講座	12講座 2講座	傾聴や文字支援、福祉・防災学習サポーター養成講座、IT推進Canva講座、災害ボランティアコーディネート講座、災害ボランティア入門講座、すでに活動している団体及び個人活動者との交流会、市民活動団体代表による講演会を開催し、年間を通して活動者の増進に努めた。継続的に講座を開催することで、活動者の獲得につながった。	〇	社会福祉協 議会

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容					
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R1実績 担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
12			防災の啓発	防災・災害時の避難に関する情報発信や地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。	障害福祉課 危機管理課 社会福祉協議会
13	1-4	防災・防犯等の推進	緊急時の情報伝達	緊急時には、インターネットやインターネットFAX、安全安心情報メール、防災ラジオ等多様な媒体等による情報発信を行います。また、聴覚や言語に障害のある人が事故や急病等を音声によらずに緊急通報できる110番アプリリステムやNE1119等の周知を図ります。	障害福祉課 危機管理課
14			避難行動要支援者支援制度の啓発	災害時に自力で避難すること困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう避難行動要支援者支援制度の啓発を行います。また、日ごろの見守り活動にも活用できるよう地域の支援者との情報共有を図ります。	社会福祉課
15			特定福祉避難所の整備	障害のある人が特定福祉避難所において必要な配慮が受けられるよう「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する人定」及び「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」に基づき、民間の障害福祉サービス等事業者と継続的な協議を行います。	障害福祉課 危機管理課

計画策定後の進捗管理

R7		指標	R7		令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
見込	実績							
実施	実施	障害福祉サービス等事業者への防災計画の作成や訓練実施の働きかけ	実施	実施	危機管理課と共に社会福祉施設の避難計画書の助言を行うため、確認を実施した。	○		障害福祉課 障害福祉係
実施	実施	自立支援協議会における啓発	実施	実施	共生のまち部会に所属する市内福祉事業所が共有で関賞・編集できるフォーラムを用いて、災害発生を想定した訓練（災害時情報伝達訓練）を行った。	○	○	障害福祉課 障害給付係
実施	実施	地域防災訓練の支援	実施	実施	水防訓練・大雨行動訓練を実施し、要配慮者に参加してもらった。	○		危機管理課
実施	実施	要配慮者に対する避難所等の周知・広報	実施	実施	要配慮者に避難所等の情報を知っていただくため、要配慮者及びその支援者の方々へサロン等で周知した。	○		社会福祉課
実施	実施	要配慮者に対する避難所等の周知・広報	実施	実施	安城市総合防災訓練の福祉避難所班として、明伴福祉センターにて福祉避難所開設・運営訓練に協力した。	○		社会福祉協議会
実施	実施	インターネットFAX訓練の実施	実施	実施	防災の日（9/1）にインターネットFAX訓練を実施し、一部返信がない人に対して個別に連絡し、緊急時に使用できるように体制を整えた。	○		障害福祉課 障害福祉係
実施	実施	災害時の情報伝達体制の整備	実施	実施	安城防災ナビ、アラート、緊急速報メール、防災ラジオ、市公式ウェブサイトなどの多様な手段を用いて、災害情報を伝達できる体制にしている。	○	○	危機管理課
83.0%	70.6%	名簿情報提供の同意率 (名簿情報提供の同意者数/避難行動要支援者数)			6月1日を基準日として新規対象者及び未同意者への同意勧奨を実施した。また12月1日を基準日として新規対象者への同意勧奨を実施した。引き続き制度の普及啓発を進め、同意率の向上に努める。	△	△	社会福祉課
8施設	8施設	特定福祉避難所との無縁通信訓練の実施			防災無線で障害福祉課から特定福祉避難所となる各施設に無線通信による応答訓練を行った。	○		障害福祉課 障害福祉係
実施	実施	医療的ケアなど避難に個別の課題のある障害者支援の検討・実施			医療的ケアが必要な人からモデルケースを選び、個別避難計画の作成を行った。	○	○	障害福祉課 障害給付係
実施	実施	災害時の避難所・避難生活等の確保			災害時に特定福祉避難所を確保できるよう、協定を締結している事業者・団体に対する、連絡先等の確認を行った。	○		危機管理課

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容						計画策定後の進捗管理						
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。	指標	見込	実績	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
21	2-1	生活支援 サービスの 充実	障害福祉サービス 等事業者間の連携	専門性を高めるための研修の 実施、多職種連携の強化によ るサービスの質の向上に努め るとともに、関係機関が協力 して障害福祉の現場が働きが いのある魅力的な職場である ことの積極的な周知に取組 みます。	6回	障害福祉課 社会福祉協 議会	自立支援協議会本会議 共生のまち部会	年3回 年11回	年3回 年11回	○		障害福祉課 障害給付係
					基幹相談支援センター 開催の研修回数	6回	10回			○	社会福祉協 議会	
22			適正な制度運用と サービスの質の確 保	サービスの透明性の向上を図 るため、公正・中立な第三者 機関による障害福祉サービス 等事業者の評価を促進しま す。また、サービスに関す る苦情解決制度や相談窓口を 周知します。	2法人	障害福祉課	第三者評価実施社会福 祉法人数	3法人	2法人	○	○	障害福祉課 障害福祉係
25			介護保険サービス の利用	介護保険事業者が指定障害福 祉サービスの提供ができるよ うに、基準該当障害福祉サー ビス・共生型サービスのあり 方について、研究します。	—	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協 議会	研究の実施	実施	実施	○	○	障害福祉課 障害給付係

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容					
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績 担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
28			各種手当の支給	市単独の障害者扶助料をはじめ、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。また、手続上についての確実な情報提供を行います。	実施 障害福祉課
29	2-2 経済的支援		障害のある人への助成、割引制度	障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料、入場料等を減免します。	実施 障害福祉課 その他対象 部署
30			障害のある人の移動のための助成、支援	あんくるバスの運賃の助成（無料化）やタクシーを利用する際の料金助成、有料道路通行料割引制度の事務、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	1,307人 障害福祉課 社会福祉協 議会

計画策定後の進捗管理

R7		指標	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
見込	実績					
実施	実施	各種手当の支給	障害者扶助料、特別障害者手当等の手当の支給を行った。また、制度について手帳交付時に案内するとともに、広報あじしよに掲載し、周知を図った。	〇	〇	障害福祉課 障害福祉係
実施	実施	各種制度の実施	各種公共施設（デンパーク、歴史博物館、文山苑、堀内公園、へきしんギャラクシープラザ、プラネタリウム、マーマイトパレス、スポーツセンター、あんくるバス）で、障害者手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示することにより、利用料、入場料の減免をした。	〇	〇	障害福祉課 障害福祉係
2,494人	2,787人	障害者福祉タクシー料 金助成事業交付人数	あんくるバスの運賃の助成（無料化）やタクシー料金助成、有料道路通行料割引制度の事務を行った。また、令和6年度分助成金の交付を行った方に、令和7年度分の障害者福祉タクシー料金助成券の郵送対応をした。	〇	〇	障害福祉課 障害福祉係
実施	実施	車いす、車いす移送車 貸出事業	車いす及び車いす移送車ともに貸出件数は概ね前年度と同様の推移している（車いす：722件、車いす移送車：953件）。利用者にとって利用しやすいよう定期点検の実施や必要に応じた修繕等を適切に行った。	〇		社会福祉協 議会

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容					
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績 担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
31			スポーツ活動の振興	障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、各種大会への参加促進と、障害のある人が楽しく参加できる環境整備に努めます。	障害福祉課 スポーツ課 170人
32			スポーツを通じた交流機会の創出	オリンピック・パラリンピック、アジア競技大会、アジアパラ大会等を契機に障害者スポーツに対する理解をより一層深め、障害の有無に関わらず参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。	障害福祉課 スポーツ課 未実施
2-3	文化芸術・スポーツの振興		障害のある人の文化芸術活動等の振興	障害のある人が教養、趣味、文化、芸術等に触れる講座や機会を提供します。また、その制作した作品を広く市民に公開する機会を支援します。	障害福祉課 生涯学習課 文化振興課 社会福祉協議会 15講座
33				視覚障害者等の読書環境の整備の推進のため、安城市版読書バリアフリー計画を策定します。策定することにより、計画を障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。	アンフオー ンし課 未策定
34			安城市版読書バリアフリー計画の策定		

計画策定後の進捗管理

R7			指標	見込	実績	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
計画策定後の進捗管理									
			障害者福祉体育祭の参加者数	140人	125人	障害者福祉体育祭の代わりにデンパークでウォークラリーを実施したほか、あぐんぐくフェスティバルにおいてポッチャ、コーンボールの体験イベントを開催し、多くの人に参加してもらったことができた。	〇	〇	障害福祉課 障害福祉係
			全国大会等激励金制度	実施	実施	国際大会等（デフリンピック競技大会等）に出場する障害のある人からの激励金申請を6件受付し、制度を通じて活動を支援した。	〇		スポーツ課
			各スポーツイベントの参加募集情報の提供	実施	実施	全国障害者スポーツ大会や愛知県障害者スポーツ大会等の出場選手募集情報の提供を行った。	〇		障害福祉課 障害福祉係
			障害のある人もない人も参加できるスポーツプログラムの実施	実施	実施	株式会社アイシシと共催し、障害の有無にかかわらずどなたでも参加できるスポーツプログラムを実施した。また、ポッチャ競技用具の貸し出しを行い、市民が気軽に親しめる機会を提供した。	〇	〇	スポーツ課
			障害者が参加できる・参加しやすい講座、作品展等の検討・実施	11講座	12講座	安城市社会福祉協議会に委託を行い12講座を実施した。	〇		障害福祉課 障害福祉係
			障害者が参加できる・参加しやすい講座、作品展等の検討・実施	実施	実施	障害のある人が参加しやすいよう、家庭教師講演会で手話通訳者及び要約筆記者を配置した。	〇		生涯学習課
			障害者が参加できる・参加しやすい講座、作品展等の検討・実施	実施	実施	小中学生（特別支援学級含む）あてに作品募集をし、選定のうえ10月の企画展で展示をしました。全体で914点の応募があり、91点の作品を展示しました。	〇	〇	文化振興課
			社会福祉協議会の実施する障害のある方向けの講座数	10講座	19講座	障害のある人向けの講座等を19講座を開催した。通年で行っていた講座を前期・後期に分け、参加する機会を増やした。また単発で季節の工作講座を開催した。	〇		社会福祉協議会
			安城市版読書バリアフリー計画の策定	策定	策定	令和7年度から始まった安城市図書館運営基本計画改訂版（安城市版読書バリアフリー計画の性格を併せ持つ）に基づき、サービスを受ける対象者の拡充などサービス内容の精査を行った。	〇	〇	アンフオー ンし課

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
35			切れ目のない相談 支援	多様な相談ニーズに応じら れるよう専門的な相談機関等と 連携し、障害のある人の年 齢、障害種別を問わない相談 体制の充実を図ります。	実施	障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援 子ども発達 支援課 健康推進課 学校教育課
38		相談支援 体制の充 実	強度行動障害者等 への支援	強度行動障害（児）者や高次 脳機能障害を有する障害 （児）者に対して、障害福祉 サービス等において適切な支 援ができるよう相談支援体制 の充実を図ります。	実施	障害福祉課 障害給付係 子ども発達 支援課 社会福祉協 議会

計画策定後の進捗管理

指標	R7		令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
	見込	実績				
相談支援の実施	実施	実施	基幹相談支援センター業務を社会福祉協議会に委託し、また、地域生活支援拠点等コーディネーター業務を相談支援事業所2者に委託することで、障害のある人の年齢や障害種別を問わず相談に応じた。	○		障害福祉課 障害給付係
相談支援の実施	実施	実施	健康とやすらぎ第1分科会において、多様な相談ニーズに応じられるよう関係各課と包括的な支援体制の検討を行った。	○		社会福祉課
相談支援の実施	実施	実施	高齢者と障害者がいる世帯等の相談において、障害福祉課をはじめ関係機関と連携を図った。	○		高齢福祉課
相談支援の実施	実施	実施	障害種別等を問わず相談を受け、児童相談センターや障害福祉課等の関係機関と連携を図った。	○	○	こども課
相談支援の実施	実施	実施	臨床心理士、言語聴覚士等専門職を配置し、関係機関と連携を図り、こどもの発達に心配のある保護者等に対し相談支援を行った。	○		こども発達 支援課
相談支援の実施	実施	実施	こころやからだの健康に不安を持つ人を対象に、保健師等による相談を実施し、必要に応じて他の相談機関等につなげた。	○		健康推進課
相談支援の実施	実施	実施	適切な学びの場を選択できるようこども発達支援センターあんステップや児童相談所等の専門的な相談機関と連携し、相談支援を実施した。	○		学校教育課
自立支援協議会を通じた情報共有	実施	実施	強度行動障害者支援チームを結成し、基幹相談支援センターを中心とした組織的な支援体制の案を作成した。 また、高次脳機能障害者の支援者を対象とする研修に、精神障害者相談員が参加した。	○		障害福祉課 障害給付係
自立支援協議会を通じた情報共有	実施	実施	自立支援協議会と定期的に協議を行う中で、強度行動障害者等に関する情報共有を行った。	○	○	こども発達 支援課
強度行動障害者等に関する研修の実施	実施	実施	強度行動障害者支援に関わる事業所を訪問して勉強会を開催した(3回)。 相談支援事業所を対象に高次脳機能障害の勉強会を開催した。	○		社会福祉協 議会

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
39			広報あんじょう等 による情報提供の 充実	障害のある人に関わる様々な サービス、制度等について、 広報あんじょうやウェブサイト 等へ掲載し、情報提供の充 実に努めます。	実施	障害福祉課 子ども発達 支援課 社会福祉協 議会
40	3-2	情報提供 の充実	安城市版ガイド ブック等の作成・ 配布	障害のある人に関わるさまざま なサービス、制度等をまと めた安城市版ガイドブックや 障害福祉サービス等事業者 マップを作成し、配布しま す。	未作成	障害福祉課
41			声の広報・点訳事 業等の実施	広報あんじょうを音訳した声 の広報を継続するとともに、 希望の書籍をボランティアに より点訳や音訳する事業等を 支援します。	実施	障害福祉課 秘書課 アンフォー レ課 社会福祉協 議会

計画策定後の進捗管理

R7		指標	見込	実績	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
		広報あんじょう等掲載	実施	実施	<障害福祉係> 広報あんじょうや市公式ウェブサイト等に障害のある人 に関わる様々なサービス情報を掲載した。 【広報あんじょう掲載記事】 ・成年後見制度の申立・報酬費用を助成 ・訪問資料金助成利用助成金の交付について ・障害者（ひと）福祉施設に関する福祉手当の支給制度 ・在宅用福祉電話機、委員任期防止措置の設置 ・障害者世帯のNPOの受付け全額又は半額免除に ・障害者職業訓練校の入校生募集 ・障害者福祉タクシー料金助成券の交付 ・相談窓口のご案内（障害者更生相談） ・障がい者雇用セミナー <障害給付係> ・市公式ウェブサイトに事業所紹介シートを掲載した。 ・障害福祉サービス等事業者一覧（18歳以上・18歳未 満）を市公式ウェブサイトに掲載した。	○	○	障害福祉課 障害福祉係 障害給付係
		広報あんじょう等掲載	実施	実施	ペアレント・プログラムやソーシャルスキ ルトレーニング教室の開催案内を含め必要 な情報を市公式ウェブサイト、広報あん じょうに掲載して情報提供を行った。	○		こども発達 支援課
		社会福祉協議会機関紙 掲載	実施	実施	ホームヘルパーについての記事を掲載し た。	○		社会福祉協 議会
		安城市版ガイドブック の作成	作成	作成	ガイドブックを作成し、希望する市民をは じめ、障害者手帳交付時に配布すること で市民への情報提供に努めた。（令和4年10 月から配布を開始）	○		障害福祉課 障害福祉係
		障害福祉サービス等事 業者マップの作製	作成	作成	マップの代わりに障害福祉サービス等事業 者一覧（18歳以上・18歳未満）を作成し、 障害福祉課窓口等で配布した。市公式ウェ ブサイトにも掲載した。	○	○	障害福祉課 障害給付係
		希望者へ声の広報の送 付	実施	実施	ひびきの会に協力をいただき、視覚障害者 に広報あんじょうの音声CD等の配布を 行った。	○		障害福祉課 障害福祉係
		声の広報の作成	作成	作成	声の広報を作成し市公式ウェブサイトで公 開した。	○		秘書課
		希望者へ書籍の音訳の 実施	実施	実施	ボランティアによる対面朗読を毎月2回実 施した。 ・令和7年度の対面朗読サービスの参加人 数：40人/23回開催 ・点字資料について 2冊の受け入れ（令和7年度末時点）	○	○	アンフォー レ課
		希望者へ書籍の点訳の 支援の実施	実施	実施	活動場所の提供、資機材の貸出し、助成金 の案内などの支援をした。	○		社会福祉協 議会

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
42			手話通訳者の配置	市役所及び社会福祉会館に手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人等が各種相談や手続きを円滑に行うことができよう支援します。	2名	障害福祉課
43	3-3	意思疎通支援の充実	手話通訳者・要約筆記記者等の派遣	障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記記者の派遣等による意思疎通支援を行います。	364回 36回	障害福祉課
45			障害者 I C T 機器活用講座の実施	I C T 機器活用講座を開催する等、障害のある人の主体的な情報収集を支援します。	1講座（3回）	社会福祉協議会
46			虐待等の防止	障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けた、虐待が疑われた場合の通報義務やその相談窓口等を市民・障害者支援団体へ啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合は、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図るとともに障害者支援団体等へ研修を年1回行います。	実施	障害福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
47	3-4	権利擁護の推進	成年後見制度等の周知・啓発	安城市成年後見制度利用促進計画に基づき、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分でない人が、その権利を守るため、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。	実施	障害福祉課 社会福祉協議会

計画策定後の進捗管理

R7		指標	見込	実績	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
		手話通訳者の配置	2名	2名	市役所障害福祉課1名、社会福祉会館1名配置し、聴覚に障害のある人等の各種相談、手続きが円滑に行うことができるよう支援した。	〇	〇	障害福祉課 障害福祉係
		手話通訳者派遣回数 要約筆記記者派遣回数	384回 38回	319回 43回	聴覚に障害のある人等からの依頼に応じて、手話通訳者・要約筆記記者の派遣を行った。	△	△	障害福祉課 障害福祉係
		I C T 機器活用講座数	2講座（4回）	2講座（4回）	障害者向けスマホ講座を2講座（全4回）開催した。	〇	〇	社会福祉協議会
		啓発活動の実施	実施	実施	広報あんじょう、市公式ウェブサイトに掲載して制度の周知・啓発を行った。	〇		障害福祉課 障害福祉係
		啓発活動の実施	実施	実施	虐待等防止地域協議会を通じて、虐待の未然防止や早期発見のため、虐待通報から対応の流れなどを関係機関と共有を図った。	〇	〇	こども課
		研修の実施	実施	実施	虐待防止研修を事業所向けに開催した。	〇		社会福祉協議会
		成年後見制度等の周知・啓発の実施	実施	実施	広報あんじょう、市公式ウェブサイトに掲載して制度の周知・啓発を行った。	〇		障害福祉課 障害福祉係
		成年後見制度等の周知・啓発の実施	実施	実施	問い合わせやケース会議等の都度、基本的な制度内容を説明するなど、随時、成年後見制度の周知を行った。また、成年後見制度の基本的な背景などを目的とした講演会を開催した。開催案内を事前にあたり、行政（障害福祉課や高齢福祉課）を通じて広報や、特別支援学校とチラシの配付方法を調整するなど工夫して広報した。 また、市民相談会については、市内の公共施設にチラシを配置し、広く成年後見制度を必要とする人が相談につながりやすいように啓発を行った。	〇	〇	社会福祉協議会

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容					
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績 担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
48			子どもの発達や療育に関する相談の充実	障害児相談支援事業所等と連携し、障害のある子どもやその保護者からの相談に対し、助言や情報提供等の支援を行います。また、障害児相談支援事業所等の連携強化に努めます。	実施 障害福祉課 子ども発達支援課
49	4-1	子どもの発達支援の充実	療育関係機関等の連携強化	子ども発達支援センターあんすてっぴ、幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、教育センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図ります。また、発達支援ネットワーク会議を開催し、療育関係機関の情報共有を行います。	2回 障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課
50			児童発達支援センターの充実	子ども発達支援センターあんすてっぴを中心に早期療育体制を強化し、発達に心配や遅れ、障害のある子どもに対し成長に応じた切れ目ない支援を行います。 保育所等訪問支援により地域支援の充実を図ります。	3件 子ども発達支援課
54			放課後児童クラブへの受入れの推進	特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	実施 子育て支援課
56	4-2	子育て支援の充実	保育者への専門的な指導の実施	障害のある園児に対し、専門的な見地から指導に当たることのできる保育士を育成するため、専門的な知識をもった保育士、臨床心理士、作業療法士、各園に派遣し、障害の理解や指導を実施します。	子ども発達支援課 保育課

計画策定後の進捗管理

指標	R7		令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
	見込	実績				
自立支援協議会 も部会の開催	実施	実施	こども発達支援課、障害福祉課、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等が参加する自立支援協議会こどもグループの会議を年6回開催した。	〇	〇	障害福祉課 障害給付係
	実施	実施	市内の障害児相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携し、保護者等からの相談の対応や支援を実施した。	〇		こども発達支援課
発達支援ネットワーク 会議の開催	2回	2回	発達支援ネットワーク会議を年2回開催し、情報共有を行った。	〇	〇	こども発達支援課
保育所等訪問支援事業 訪問施設数	3件	3件	保育所等訪問支援事業に保護者から3件の申込があり、障害児支援に関する知識と経験のある保育士などが本人とスタッフに適切な指導・助言を行った。	〇	〇	こども発達支援課
特別支援教育を受ける 児童の放課後児童クラブ利用	実施	実施	特別支援網に通う児童の受入れを行い、70人の児童が入会した。 集団生活ができるかどうかの確認や児童が安全に過ごせる場所になるのかどうかを保護者・学校と情報共有し、対応している。 児童支援員が不足している状況であるため多動や他害のある児童は1対1の対応が慢性的に難しい状況。	〇	〇	こども課
訪問相談施設数	公立13園 私立9園 事業団14園	公立13園 私立18園 事業団14園 託児等1箇所	保育関連施設46か所に訪問相談を実施し、施設のスタッフに対し発達に課題を持つ児との関わり方等必要な助言を行った。	〇	〇	こども発達支援課
訪問相談の依頼	実施	実施	こども発達支援課と連携をとり、依頼のあった園に延べ102回専門職や指導主事が訪問し、支援の必要な子どもの支援方法を検討しながら、子どもの理解を深め、指導を行った。	〇		保育課

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
58			教育センターの相談支援の充実	個々の児童・生徒の特性や発達段階に応じて生じる不安や悩みの相談に応じるため、専門的な教育相談を実施しています。 子ども発達支援センターあんすてっぷとも連携して、就学前から小・中学校卒業へと継続した切れ目のない相談支援の充実を図ります。	実施	学校教育課
59	インクルーシブ教育の推進 4-3		教育関係機関の連携強化	学校教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子ども発達支援センターあんすてっぷ等が連携し、適切な支援の実施に努めます。	3回	障害福祉課 子ども発達支援課 保育園 学校教育課
60			教育相談の充実	本人・保護者の意見を尊重し、就学前児童（5歳児）の就学相談を実施します。	実施	子ども発達支援課 学校教育課
64			インクルーシブ教育・保育	幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある園児の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある園児となない園児が、一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。	実施	保育課

計画策定後の進捗管理

指標	R7		令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
	見込	実績				
教育相談の実施	実施	実施	電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を実施するとともに、こども発達支援センターあんすてっぷと連携し、就学前の幼児の相談支援の充実を図った。	〇	〇	学校教育課
安城市教育支援委員会の開催	3回	3回	安城市教育支援委員会を年3回実施し、支援を要する児童生徒の学びの場の協議をはじめ、適切な支援の実施に努めた。	〇	〇	学校教育課
就学相談の実施	実施	実施	就学前児童とその保護者に対し、就学相談を実施した。また、必要に応じ、保育施設、小学校と連携し、支援の充実に努めた。	〇	〇	こども発達支援課
取組の実施	実施	実施	こども発達支援センターあんすてっぷへ積極的につなぎ、臨床心理士による就学相談を実施した。	〇		学校教育課
インクルーシブ教育・保育	実施	実施	市内保育園、認定こども園の公立園・事業団園27園と民間園19園の合わせて46園にて受け入れをした。インクルーシブ保育について、市内の保育園・こども園・幼稚園・認可外施設の職員を対象に学ぶ機会を持った。	〇	〇	保育課

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。
65			乳幼児健康診査等の実施と健診後の指導の実施	4ヵ月児健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の機会を通じ、発達遅れや疾病等の早期発見、早期療育に努めます。また、未受診者の把握と受診率向上に努めます。	実施	子ども発達支援課 健康推進課
	5-1	障害の原 因となる 疾病の予 防	乳幼児の相談・訪問の実施	乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	実施	子ども発達支援課 健康推進課
66			こころの健康づくりの推進	社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	実施	健康推進課
68			自立支援医療の実施	心身の障害の状態の軽減を図り、自立的な日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。	実施	障害福祉課 国保年金課
69			自立支援医療の実施	心身の障害の状態の軽減を図り、自立的な日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。	実施	障害福祉課 国保年金課
70	5-2	医療サ一 ビスの推 進	医療費の助成	障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	実施	国保年金課

計画策定後の進捗管理

R7		指標	見込	実績	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
令和7年度 担当課評価 (〇～)	令和7年度 担当課評価 (〇～)							
		1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査等の支援業務の実施	実施	実施	こどもの発達や親子の関わり方などを保護者に伝えるとともに、参加する保護者の支援のため関係機関と連携し、スムーズな教室参加や療育へつなげられるよう努めた。	〇		子ども発達支援課
		乳幼児健診未受診対策	実施	実施	乳幼児健康診査時に成長や発達の遅れ、疾病の有無を確認した。健診未受診の児の家庭に対しては、手紙、電話、訪問等で受診勧奨を実施した。受診できない場合は、就園先や訪問にて児の発育・発達状況などを確認した。	〇	〇	健康推進課
		発達相談の実施	実施	実施	発達に心配のあるこどもを持つ保護者に対し、専門職が関係機関と連携を図りながら相談支援を行った。	〇		子ども発達支援課
		相談・保健指導・訪問指導の実施	実施	実施	1歳6ヵ月、3歳児健康診査において、発達フォローが必要と判断された幼児に対し、臨床心理士による発達心理相談を実施した。このほか、各種相談や訪問等により、切れない相談、支援を実施した。	〇	〇	健康推進課
		こころの健康に関する情報提供	実施	実施	まちかど講座、あんじょう健康大学でこころの健康をテーマにした講座を実施した。市の健康をテーマにした講座を実施した。市公式ウェブサイトに「こころの健康」ページを設け、相談窓口の情報を掲載した。	〇	〇	健康推進課
		自立支援医療（更生医療・育成医療）の実施	実施	実施	自立支援医療（更生医療・育成医療）を実施した。更生医療222件、育成医療15件	〇		障害福祉課 障害給付係
		自立支援医療（精神通院）の実施	実施	実施	自立支援医療（精神通院）は、2,331人に助成した。さらに、経済的な負担の軽減のため自己負担上限額分についても市で単独助成を行った。	〇	〇	国保年金課
		医療費助成の実施	実施	実施	障害者医療費助成制度により、2,113人に助成した。精神障害者医療費助成制度により、1,144人に入・通院の自己負担分、46人に入院自己負担分の半額を助成した。後期高齢者福祉医療費助成制度により、2,468人に入・通院の自己負担分、19人に入院自己負担分の半額を助成した。	〇	〇	国保年金課

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容					
施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R1実績 R1実績 ※計画策定当時の 課名となります。
71			障害者雇用促進の ための情報発信	障害のある人が適性と能力に 応じた仕事に就くことがで き、また、企業側の受入れに 対する理解を促すため、ハ ローワーク等の関係機関と連 携を図りながら、障害者雇用 促進のための情報発信、啓発 活動に努めます。	障害福祉課
75	6-1 雇用・就 労の促進		多様な就労の支援	多様な働き方を選択できるよ うテレワークの普及や農福連 携の取組を後押しします。	障害福祉課 農務課 商工課
76			テレワーク導入支 援	テレワークに取り組み中小企 業に対して、テレワーク導入 費用の一部を助成します。	商工課
77			市における障害者 雇用の推進	障害者雇用率を達成するよ う、計画的な採用を行いま す。また、短時間労働等の雇 用形態、職域の拡大等を検討 し、障害のある人が働きやす い職場となるための体制整備 や各種取組みを行います。	人事課
78	6-2 就労支 援・相談 体制の充 実		就労支援のネット ワーク強化	障害のある人の一般就労を促 進するため、特別支援学校、 障害者職業能力開発校、就労 支援事業所、ハローワーク、生 活支援センター、あいさ障害 者雇用総合サポートデスク、 愛知県障害者職業センター等と 連携して、総合的な支援を行 います。	障害福祉課 商工課
80	6-3 福祉的就 労の支援		障害のある人が製 作した自主製品の 販売・購入拡大	障害者優先調達推進法に基づ き、障害のある人の製造した 自主製品の購入、役務等の委 託を推進し、利用者の工資 アップを支援します。 自主製品の紹介用一覧を自立 支援協議会の協力のものと作成 し、広報・啓発活動に努めま す。	障害福祉課

計画策定後の進捗管理

R7		指標	見込	実績	令和7年度の成果・取組状況	令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
		障害者雇用に関する情 報発信	実施	実施	D & I 株式会社との連携協定により、障害 者の新しい雇用の創出に向け、セミナーの 開催や協議を実施した。	○	○	障害福祉課 障害福祉係
		就労支援相談員の設置	実施	実施	障害福祉課に就労支援相談員を配置し、就 労に関する相談に応じた。	○		障害福祉課 障害福祉係
		テレワークにより採用 された障害者数	1人/年	0人/年	・安城市の雇用にはつながらなかった。 ・雇用セミナーには連携自治体あわせて36 人参加し、そのうち安城市民が3人参加し た。テレワークの障害のある人の需要は依 然として高いため、引き続き雇用セミナ ーを実施し、雇用の促進に努める。	△	△	障害福祉課 障害福祉係 障害福祉係
		農福連携の研究	実施	実施	愛知県より農福連携の推進に係る資料の提 供を受け、国の動向、マッチング、取組事 例等について研究した。	○		農務課
		起業・創業に関する支 援の実施	実施	実施	安城ビジネスコンシエルジュにおいて、障 害の有無に関わらず、起業・創業支援を実 施した。	○		商工課
		助成制度の新設	－	未実施	職場環境整備支援事業補助金（WIEB、テ レワーク対応）は制度廃止により未実施。	－	－	商工課
		市の障害者雇用率	2.80%	2.82%	障害のある人のための就職説明会への出席 や障害特性に応じた業務の選定を行うことと もに、常勤または非常勤に限らず幅広く募 集・採用を行った結果、法定雇用率を達成 した。	○	○	人事課
		関係団体と連携、情報 共有の実施	実施	実施	広報あんじょうにおいて、愛知県障害者職 業訓練校の入校募集の周知啓発を実施し た。	○		障害福祉課 障害福祉係
		関係団体と連携、情報 共有の実施	実施	実施	ハローワークと連携し、地域職業相談室を 運営した。	○	○	商工課
		自主製品の紹介用一覧 の作成	作成	作成	事業所販売製品一覧を作成し、市公式ウェ ブサイトで公開するほか、市職員にも広く 啓発を実施した。	○	○	障害福祉課 障害福祉係

第5次安城市障害者計画（主な施策・一部抜粋）

計画書記載内容

計画策定後の進捗管理

施策 No.	体系番号	体系名	取組名	取組内容	R 1 実績	担当課 ※計画策定当時の 課名となります。	R7		令和7年度 担当課評価 (〇～)	施策 評価	回答作成 担当課
							見込	実績			
81	7-1	啓発・広報活動の推進	障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発	広報あんじょうやウェブサイト、パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、社会福祉協議会機関紙等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。 障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。 障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。	383枚	障害福祉課 社会福祉協議会	390枚	651枚	○	○	障害福祉課 障害福祉係
83	7-2	障害に関する理解の促進	幼少期からの交流 機会の創出	幼少期・学童期から福祉に対する理解を深めるため、障害のある人との交流や車いす体験等のハンディキャップ体験、ボランティア体験等の充実に努めます。	18回	子ども発達支援課 保育課 学校教育課 社会福祉協議会	実施	実施	○		こども発達支援課
							福祉体験教室等の実施	福祉体験教室等の実施	○	○	学校教育課
85			市職員、教職員の理解促進	市職員、市内小中学校の教職員や保育士を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害者の特性や障害のある人、子どもについての理解と知識を深めます。	実施 実施 実施	障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 学校教育課	実施	実施	○		社会福祉協議会
							福祉学習実施校助成の実施	福祉学習実施校助成の実施	○		社会福祉協議会
							市職員への研修の実施	市職員への研修の実施	○		障害福祉課 障害福祉係
							取組の実施	実施	○	○	こども発達支援課
							保育士への研修の実施	実施	○		保育課
							教職員への研修の実施	実施	○		学校教育課

令和8年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて

●共生のまち部会 グループ

課題1	きょうだい支援について
取組み (予定)	障害のあるこどものきょうだいが抱えている課題は多種多様であることが研修により理解できた。安城市内の障害福祉従事者できょうだいに該当する人へ向けてアンケート調査を実施し、昨年度のグループワークの結果や半田市で現在取り組んでいる内容を参考にしつつ、引き続き共生のまち部会にて行えるきょうだい支援について模索する。

課題2	安城市障害福祉人材育成ビジョンの推進について
取組み (予定)	安城市障害福祉人材育成ビジョンのスローガンである「何はともあれ本人中心」の定着を図るための研修やオンライン事業所見学会、事業所を越えての連携や交流の機会を図るために親睦会などを企画する。

課題3	障害者福祉計画への意見集約について
取組み (予定)	次期安城市障害者福祉計画（第6次安城市障害者計画・第8期安城市障害福祉計画・第4期安城市障害児福祉計画）の策定にあたり、共生のまち部会の意見集約を行い、安城市障害者福祉計画策定委員会へ提言する。

課題4	事業所情報連携について（災害時情報伝達訓練含む）
取組み (予定)	事業所間の情報提供を随時行えるシステムとしてグーグルスプレッドシートを活用することになったが、参加している事業所数が少ないため、適宜周知を図るなど利用促進を促していく。また、災害時情報伝達訓練を継続して行い、ブラッシュアップを図る。

●こどもグループ

課題1	こどもグループメンバー（事業所間）の連携強化
取組み （予定）	・児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、医療的ケア児支援、移行支援等、それぞれの事業種別における地域課題や支援上の課題について共有・検討する機会を設け、事業所間の相互理解と連携強化を図る。 今年度は、2 か月に 1 回（年間 5 回）の会議を開催し、各回で事業種別ごとの現状や課題に焦点を当てながら協議を行う。協議内容を全体で共有することで、各サービスの役割や機能について理解を深め、支援の質の向上につなげる。 また、児童発達支援から放課後等デイサービスへの円滑な移行支援や、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所間における継続的な情報共有と連携した支援体制の構築を目指し、地域全体で切れ目のない支援が行えるよう連携強化に努める。
課題2	家族支援の充実
取組み （予定）	障害のある児童とその家族が、将来を見据えながら安心して地域で生活できるよう、ライフステージに応じた継続的な家族支援の充実を図る。 今年度は、児童期から将来の進路や就労を見据えた支援について理解を深めるため、就労支援事業所や相談支援専門員等との連携を強化し、各関係機関の役割や支援内容について情報共有を行う。また、保護者が抱える不安や課題について把握し、必要な社会資源や支援制度に関する情報提供を行うことで、将来への見通しを持ちながら子育てができる環境づくりに努める。 さらに、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援事業所等が連携し、家族のニーズに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指す。

課題3	学校との連携強化
取組み (予定)	障害のある児童が地域で安心して学び、成長できるよう、学校と障害福祉サービス事業所との連携強化を図る。 今年度は、学校と事業所が児童の状況や支援方針について情報共有を行う機会を設け、相互理解を深めることで、一貫性のある支援体制の構築を目指す。また、日々の支援における課題や好事例を共有し、学校生活と事業所での支援が連続性を持って行われるよう連携を推進する。 さらに、就学や進学等のライフステージの変化に伴う移行期においても、学校、事業所、相談支援専門員等の関係機関が連携し、児童及び家族が安心して次のステージへ移行できるよう支援体制の充実に努める。

●くらしグループ

課題1	福祉用具を含めた介護技術の向上について
取組み (予定)	居宅介護・グループホーム等の事業所に分かれてグループディスカッションを行い、福祉用具の必要性、介護技術の課題抽出を行っていく。また、介護技術の勉強する機会を作っていく。

課題2	サービスへの理解、周知方法について
取組み (予定)	グループホーム、居宅介護、移動支援などサービス内容の各グループと連携し、周知する機会を作っていく。

課題3	くらしグループの会議へ参加率向上
取組み (予定)	事前にくらしグループに所属する全事業所に出席を呼びかけ、会議への参加意識を高めていく。引き続き、会議はオンラインと対面のどちらでも選択ができるように参加しやすい環境を作っていく。

●はたらくグループ

課題1	市内福祉事業所の周知、広報
取組み (予定)	安城市内の福祉サービス事業所のうち、18 歳以上の方が日中過ごすことの出来る事業所を知ってもらえるように、情報提供していく。 「安城市障害福祉事業所合同説明会 ～未来への一歩～」開催予定 日にち:10 月 24 日(土) 開催時間:9:50~12:10 会場:安城市総合福祉センター 内容:詳細検討中。

課題2	就労支援、生活介護の困りごとを共有し支援力の向上につなげる
取組み (予定)	就労・生活介護の現場で日々感じている困りごとや支援上の課題について事業所間で共有しより良い支援につなげることを目的とする。 就労と生活介護ではでは課題が異なる部分がある為、別開催とし同じ分野ごとに分かれて意見交換しやすい環境を整え、支援の向上へとつなげていく。

●とうじしゃグループ

課題1	メンバーの団結力を高め行動する
取組み (予定)	とうじしゃグループメンバーによるフリートークと、メンバーの今月の出来事という2つの議題を設定することで、福祉に対する意識を高める行動をして、意見交換を通じて団結力の強化を図る。

課題2	メンバーの困り事を自分達で解決にチャレンジ
取組み (予定)	日常生活での困り事や、障がい者支援に関する内容のテーマと、災害時に起こりうる障がい者ならではの困り事についてのテーマを、とうじしゃ部会でグループトークを行い、障がいを抱えることによる困難を社会に啓発する活動を展開していく。

課題3	当事者を取り巻く仕組みについて知ろう
取組み (予定)	障がい者差別解消法を学び、合理的配慮と障がい者差別についての知識を深める活動を行う。

●そうだんグループ

課題1	高齢分野との連携
取組み (予定)	介護保険への移行をスムーズに行えるよう、包括支援センターとの勉強会を行い、制度の違いや必要な情報について知る機会を設ける。担当者と実際に顔を合わせ、必要時に連携できる関係を築く。

課題2	就労選択支援を含めた特別支援学校との連携
取組み (予定)	教育機関卒業後も就労や社会参加に切れ目なくつなげていけるよう、特別支援学校の先生に進路の流れについて教えてもらうとともに、就労選択支援について学ぶことで、相談員・事業所などの機関・学校・保護者で連携をスムーズに図る方法について検討する。

課題3	個別課題から地域課題の検討
取組み (予定)	昨年度に引き続き、例外的支給の協議や各相談員が担当しているケースについて検討することで抽出された地域課題を共生のまち部会と共有したうえで、必要に応じて他グループと一緒に検討する。 事例検討の場を設けることで、相談員のスキルアップも図る。

● きかく・けいはつグループ

課題1	協議会等の情報発信について
取組み (予定)	昨年度、自立支援協議会共生のまち部会の公式Instagramのビジネスアカウントへの切り替えを行い、「第2回あんぷくフェスティバル」の情報を含め、当日の会場の様子などの情報発信を試しに行った。 今年度は、本格的な情報発信ツールとしての正式運用を目指す。 正式運用にあたり、利用規定やトラブル対応のマニュアルなどの作成、発信するコンテンツ内容、閲覧対象者の選定などを具体的に決めて、正式に運用していく。

課題2	啓発活動の成果に向けた取組みの実施
取組み (予定)	令和9年1月に第3回あんぷくフェスティバルを開催する。 昨年度までは、「アンフォーレ」で開催されていたが、今年度は「ららぽーと安城」内の1階スタジアムコートで開催となる。会場の変更により、啓発方法・内容を再構築する為、KKGが主となり開催の準備をする。必要に応じて、昨年度の開催に携わって頂いた方にも意見を共有していく。

● けんりようごグループ

課題1	本人中心の考え方を啓発する
取組み (予定)	権利擁護および本人中心の考え方を安城市全体に普及・啓発するため、市内障害福祉サービス事業所への訪問を継続して実施する。 訪問時は指導的な立場ではなく、各事業所との対話を大切にしながら、支援上の悩みや地域課題の把握・共有につなげる。また、訪問に加え、アンケートを実施することで「本人中心の考え方」の周知・啓発を図るとともに、権利擁護に関する地域課題の見える化にも取り組む。

課題2	差別解消法・合理的配慮の啓発について
取組み (予定)	障害者差別解消法および合理的配慮についてメンバー間で理解を深めるとともに、とうじしゃグループとの意見交換を継続し、当事者視点を大切にしたい啓発活動を進める。また、「あんぷくフェスティバル」等の機会を活用し、市民向けに分かりやすい啓発活動を行う。あわせて、必要に応じて SNS や広報媒体等の活用についても検討する。

課題3	虐待通報等の困難事例への対応
取組み (予定)	虐待防止センターが受理した通報のうち、対応が困難な事例について、個人情報に十分配慮した上で、けんりようごグループ内で継続して検討を行う。センター担当者のみが抱え込むことのないよう、多職種・第三者的な視点から意見交換や助言を行い、地域全体で虐待防止を支える体制づくりにつなげる。加えて差別解消法に関する相談事例についても検討を行う。

●きよてんグループ

課題1	住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるための支援体制の整備
取組み (予定)	「もしも」の時の安心確保に向け、緊急対応が必要な対象者の状況把握と情報共有を進め、予防的支援を含めた緊急対応体制の充実を図る。

課題2	18歳移行期における切れ目のない継続的な支援体制の構築
取組み (予定)	18歳移行期において、児童福祉から障害福祉への移行に伴う支援の空白を防ぐため、関係機関による情報共有と連携を強化し、本人・家族を中心とした切れ目のない継続的な支援体制を構築するため児童相談所との連携を計る。

課題3	親亡き後の生活に不安を抱える家族への支援
取組み (予定)	障害のある方の家族の中には、親亡き後の生活に不安を抱えている方が多く、将来の生活設計や利用できる制度・社会資源に関する情報を十分に得られていない場合がある。そのため、将来を見据えた準備や制度理解を促進し、不安の軽減につなげるための家族向け研修を企画・実施する。

● こころグループ

課題1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場
取組み (予定)	精神科長期入院者の現状の把握。それらのかたの退院支援に関わる安城市内の地域移行支援・地域定着支援の推移の共有を行い、関係機関の連携を高める。

課題2	当事者交流会の継続開催。
取組み (予定)	安城市で2年連続開催した当事者交流会を継続。当事者同士の助け合いに関心のある人が集い、将来的に当事者自身が運営する自助グループ活動等のきっかけにつなげる。

課題3	地域で見守りを要するアルコール依存症等がある人のケースが近年増加している。
取組み (予定)	アルコール問題を抱えているが治療意思がない人の支援が増えている。支援者間でアルコール依存症への知識や方針にばらつきがあり、事例を通して共通認識を得る。またアルコールの問題に対して各専門機関がどのようなアプローチをしているかを知る。将来的にアルコール問題で孤立して生活する人が減るように啓発についても検討する。

● いけあグループ

課題1	看護師が抱えている課題や不安を知り、孤立を防ぐ。
取組み (予定)	学校やこども園、事業所の看護師のための勉強会を開催し、情報共有や相談をする機会とする。そして、課題解決に向けて検討していく。また、必要に応じて講師による講演を企画する。

課題2	介護者が抱えている課題や不安を知り、孤立を防ぐ。
取組み (予定)	家族交流会を開催し、家族の集いを通して、情報共有や相談する機会とする。そして、課題解決に向けて検討していく。 また、必要に応じて講師による講演を企画する。

課題3	医療的ケア児者の在宅生活を支える関係者への普及啓発を行う。
取組み (予定)	看護学校への出前講座を行い、医療的ケアを受けている当事者とその生活を支える訪問看護師や通所事業所から在宅生活での話を聴き、『地域でその人らしく暮らす』生活に関心を持ってもらう。

課題4	医ケア児者に関わる関係機関の連携を強化し支援体制を整備する。
取組み (予定)	安城市の連携会議や圏域の連絡会などで、医療的ケア児者（重心含む）に関わることや人工呼吸器装着児者の活動の場の確保など、地域課題を提案し、支援体制の整備実現に向けて検討していく。

議 題（４）障害者差別解消法に係る市の取組みについて

Ⅰ 市役所窓口における障害者差別解消に係る相談状況

相談の種類	件数	主な相談事例
不当な差別的 取扱い	2件	・絵画教室に今まで通っていたが、本人の障害特性で大声を出したり、他の子から絵本を取り上げたりしてしまった。翌日、絵画教室の先生から何の話もないまま、月謝の返金と絵画教室の利用拒否と見受けられるメッセージが送られてきた。 ・住んでいるアパートが取り壊されるため、物件を探しに不動産屋行ったところ、物件を探してもらえなかった。
環境の整備	0件	令和7年度 事例無し
合理的配慮の 不提供	2件	・子どもが障害児であることを理由に子ども会の入会を断ったところ、PTA 役員に就くことを強要された（親からの相談）。 ・聴覚障害があるため、大相撲のアナウンスが聞こえないことを想定し、字幕や手話通訳といった情報保障ができないか相談したが、正当な理由なく対応不可との返事をされた。

※相談内容を基に種類をわけています。市では認定していません。

2 障害者差別解消への周知啓発等取組状況

（１）広報あんじょう記事掲載（令和7年11月号）

11月号に、こころのバリアフリー啓発動画やヘルプマーク、ほじょ犬マークに関する記事を掲載しました。

（２）職員向けの研修会の参加（令和7年8月）

国が主催の研修会に市職員が参加し、対応力の強化に努めました。

（３）安城市社会福祉協議会主催の福祉まつりでの周知啓発（令和7年10月）

市障害福祉課ブースにてパネル展示を行いました。

(4) 図書情報館コラボ展示(令和7年12月)

障害者週間に合わせて、11月29日から12月26日までアンフォーレ本館2階で障害福祉に関する図書やパンフレットなど、幅広い市民の皆様へ障害のある方についての関心や理解を深めるきっかけとなるような展示を行いました。令和8年度も展示を行う予定です。

(5) あんぷくフェスティバル2026での周知啓発(令和8年3月)

多目的室内でパネル展示を行いました。

(6) 新人職員研修での周知啓発(令和7年6月)

合理的配慮の義務化に関するチラシを資料として配布しました。

(7) 町内会ノートへの情報掲載

町内会ノートに合理的配慮の義務化に関する情報を掲載しました。

(8) まちかど講座での学習会開催(令和8年2月)

職員が出張し、障害者差別解消法について説明しました。

(9) こころのバリアフリー啓発動画の放映等

- ・市公式YouTubeでの放映(通年)
- ・新人職員研修での放映(令和7年6月)
- ・安城市社会福祉協議会主催の福祉まつりでの放映(令和7年10月)

議題(5) 障害者虐待防止に係る市の取組みについて

Ⅰ 市役所窓口における障害者虐待に係る通報・相談状況

<通報・相談件数>

事例／年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
通報・相談件数	42	32	39
うち虐待と判断した事例	20	16	25

(令和7年度通報・相談件数 内訳)

① 虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	20件
② 虐待ではないと判断した事例	22件
③ 調査中	0件
計	42件

<各種状況人数>

(1) 相談経路(延べ人数・重複あり)

① 障害福祉サービス事業所・相談支援専門員	21人
② 近隣住民・知人	
③ 民生委員	
④ 被虐待者本人	13人
⑤ 家族・親族	1人
⑥ 虐待者本人	
⑦ 行政職員	2人
⑧ 警察	12人
⑨ 病院	
⑩ その他	5人

(2) 被虐待者の障害種別(延べ人数・重複あり) ※認定したケースのみ

① 身体障害	1人
② 知的障害	11人
③ 精神障害	10人
④ 発達障害	

(3) 虐待内容(延べ人数・重複あり) ※認定したケースのみ

① 身体的虐待	18人
② 介護等の放棄	
③ 心理的虐待	3人
④ 性的虐待	
⑤ 経済的虐待	
⑥ その他・不明	

虐待と認定した事例その①

施設職員が入浴介助中に、本人の身体に痣があることを見つけた。本人、母親との面談時、父親が本人に対し暴力を振ったとの話があり、市に通報。市が本人と父親に聞き取

りによる事実確認を行った結果、本人が家の中で母親に対し暴力を振るうことや物を壊すことがあり、父親がそれを防ぐためやむを得ず手を出してしまったとのこと。両親は本人をグループホームに入所させたいと考えていたことから、相談員にもその旨を情報共有し、本人の意思を確認しながら入所に向けた支援をすることとなった。

虐待と認定した事例その②

送迎時、車から降りた本人が運転手を追いかけて回し、運転手は逃げながら本人に対し、大声で怒鳴った。その様子を見ていた同施設職員が市に通報。運転手の所属する施設の施設長及び運転手に確認したところ、怒鳴る、罵るといった行為について事実が認められ、心理的虐待と判断。運転手は福祉分野での経験がなく、虐待防止等の研修も受けてなかったことや、支援の難しい当事者の送迎を一任してしまっていたことを踏まえ、施設内での体制を見直すように指導し、改善計画書の提出を求めた。

2 障害者虐待防止への周知啓発等の取組状況

(1) 広報あんじょう記事掲載(令和8年3月号)

障害者虐待防止に係る内容の記事を掲載し、周知啓発を図りました。

(2) 相談窓口職員向け虐待防止・権利擁護研修(令和7年12月)

愛知県主催による研修に職員が参加しました。

(3) 安城市社会福祉協議会主催の福祉まつりでの周知啓発(令和7年10月)

市障害福祉課ブースにてパネル展示を行いました。

(4) 図書情報館コラボ展示(令和7年12月)

障害者週間に合わせて、11月29日から12月26日までアンフォーレ本館2階で障害福祉に関する図書やパンフレットなど、幅広い市民の皆様へ障害のある方についての関心や理解を深めるきっかけとなるような展示を行いました。令和8年度も展示を行う予定です。

(5) あんぷくフェスティバル2026での周知啓発(令和8年3月)

多目的室内でパネル展示を行いました。

(6) 地区民生委員協議会学習会の開催(令和7年6月)

市内民生委員・児童委員に障害者虐待防止法について説明しました。

(7) 市内事業者向け虐待防止研修(令和7年7月)

基幹相談支援センター主催による研修を行いました。

(8) 広告モニター活用による周知(通年)

庁舎内広告モニター画面で虐待防止に関する放送を行っています。

3 その他の取り組み

障害者虐待の再発防止に活かすため、けんりようごグループ内で虐待通報後の対応方法について意見交換を行いました。

案

日中サービス支援型共同生活援助 (グループホーム) 評価の手引き

初第 2 版

~~令和 7 年 4 月 1 日~~ 令和 8 年 7 月 2 日

安城市

安城市自立支援協議会

1 手引きの位置づけ

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第213条の10第6項において、自立支援協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び地域連携推進会議の報告、要望、助言等の内容等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと規定されています。

この規定に基づき、安城市においては、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）が評価を行います。

この手引きは、基準を元に、協議会において日中サービス支援型共同生活援助の評価を適切に行えるよう、評価項目、評価指標等を明確にするものです。

2 日中サービス支援型共同生活援助制度導入の背景

共同生活援助が平成元年度に制度化された当初は、主に障害程度が中軽度の障害者の利用が想定されていましたが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となってきました。このような課題を解決するための一つとして、平成30年度に、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました（参考：令和4年3月11日社会保障審議会障害者部会資料）。

このような背景から、基準で規定されている日中サービス支援型共同生活援助の基本方針では、介護サービス包括型共同生活援助の基本方針の違いとして、「常時の支援体制を確保すること」及び「家庭的な環境及び地域住民との交流の下で」という表現が盛り込まれています。

<基準第213条の3 基本方針>

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（下線部は基準第207条（共同生活援助の基本方針）との主な記述の違う箇所）

3 評価の目的

日中サービス支援型共同生活援助が入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、常時介護を必要とする人への支援ができる体制が整うこと、また、24時間生活ができる施設であることから、家庭的な環境及び地域住民との交流の

下、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることに資することを目的とします。

なお、人員及び設備に関することは、愛知県による指定申請時及び運営開始後の運営指導時に問題があれば指摘がなされるものであるもので、本評価では、主に運営についてを対象とします。

4 評価方法

- (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に評価依頼書以下に掲げる書類を協議会が定める日程までに提出する。

項目	提出書類
定期報告	・日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書（様式1） ・日中サービス支援型共同生活援助事業所 <u>実施状況</u> 評価シート（様式2） ・地域連携推進会議の記録 ・その他説明に必要な書類
新規指定	・日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書（様式1） ・日中サービス支援型共同生活援助事業所 <u>実施計画</u> 評価シート（様式3） ・運営規程 ・施設の位置図及び平面図 ・法人紹介資料 ・その他説明に必要な書類

- (2) 事業者は、協議会共生のまち部会運営会議（以下「運営会議」という。）のヒアリングを受ける。
- (3) 運営会議は、評価案を作成する。評価に当たっては、事業者が開催した地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録も参考にする。
- (4) 運営会議は、必要に応じて、施設見学を行い、評価の参考とする。
- (5) 協議会において、前項の評価案に基づき、評価、要望、助言等を行う。
- (6) 事業者は、協議会から改善を求められた場合は、~~後日、改善策を協議会に報告~~次回の評価シートに対応結果を記載する。

5 評価項目及び指標

項番	評価項目	評価指標(※)
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができているか。 ※新規指定の場合は、できる見込みか。	・有資格者の確保 ・研修の実施内容
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整っているか。 ※新規指定の場合は、整う見込みか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数 ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入実績 (1の評価指標も加味する)
3	事業者の方針等により、利用者の意向が制限・左右されることなく、適切なサービス等の提供が図られるよう、他法人が運営する事業所等との積極的な連携に努めたか。 ※新規指定の場合は、連携予定か。	他法人が運営する下記事業所等との連携実績 ・訪問診療や看護等の医療機関 ・日中活動系サービス事業所 ・相談支援事業所
4	調理、洗濯その他の家事等は、利用者と従業者が共同で行っているか。 ※新規指定の場合は、共同で行う予定か。	・共同作業の具体例
4	利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を適切に行っているか。	・連絡調整の具体例
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 ※新規指定の場合は、行う予定か。	・行政手続等の支援の方針 ・金銭管理の方針
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しているか。 ※新規指定の場合は、確保できるか。	・利用者の家族との連携の具体例 ・利用者とその家族との交流の機会確保の具体例

項番	評価項目	評価指標(※)
7	地域住民による活動への参加や事業所の自発的な活動の実施等により、地域との交流を行っているか。 ※新規指定の場合は、行う見込みか。 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか。	・地域のイベントへの参加実績 ・事業所主催イベントでの地域交流の実績 ・ボランティアの受入実績
8	短期入所については緊急受入の態勢が整っているか。 ※新規指定の場合は、整える見込みか。	・地域生活拠点等として市の認定を受けているか。 ・緊急受入の実績
9	協議会の関係グループに積極的に参加しているか。 ※新規指定の場合は、参加できるか。	・くらしグループへの参加実績 ・きよてんグループへの参加実績
10	地域連携推進会議を、おおむね1年に1回以上開催し、当該会議での報告、要望、助言等の記録を公表しているか。 ※定期報告時のみ評価	・地域連携推進会議の記録 ・他事業者のグループホーム職員の参加実績 ・他事業者のグループホームの地域連携推進会議への参加実績

※ 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

6 留意事項

- (1) 評価は、開所前に1回行う。事業開始後は、おおむね1年に1回程度行う。
- (2) 協議会における評価、要望、助言等は非公開とする。

7 様式

様式1 日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書

様式2 日中サービス支援型共同生活援助事業所 実施状況評価シート

様式3 日中サービス支援型共同生活援助事業所 実施計画評価シート

様式 I

年 月 日

(宛先) 安城市自立支援協議会

日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書

次のとおり日中サービス支援型共同生活援助事業の~~実施(予定)にあたりを運営していま~~
~~すので~~、評価、要望、助言等をお願いします。

(年 月 日現在)

☐ 定期報告開設前 ☐ 新規指定開設後				
申請者	フリガナ			
	法人名			
	住所			
	電話			
	電子メール			
	フリガナ			
事業所の状況 ※	代表者氏名			
	フリガナ			
	名称			
	所在地			
	事業開始日 (予定)	年 月 日		
	定員数	共同生活援助の定員数 人 (男女別内訳等) 短期入所の定員数 人		
	人員配置	世話人	日中	人
			日中の常勤換算後	人
			夜間	人
			夜間の常勤換算後	人
生活支援員		日中	人	
		日中の常勤換算後	人	
		夜間	人	
		夜間の常勤換算後	人	

利用者の内訳※							
	区分なし	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅳ	区分Ⅴ	区分Ⅵ
	人	人	人	人	人	人	人
職員の内の有資格者等※	社会福祉士				人		
	介護福祉士				人		
	強度行動障害支援者養成研修(基礎)修了者数				人		
	喀痰吸引等研修等修了者数				人		
					人		
					人		
					人		

※新規指定の場合は、提出日時点での予定情報を記載してください。

日中サービス支援型共同生活援助事業所 定期報告評価シート（改正案）

事業所名

No.	評価項目	評価指標（※1）	事業所回答欄（※2）	評価欄
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができているか。	・有資格者の確保 ・研修の実施内容		□問題なし □改善を求める
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整っているか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数 ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入実績 (1の評価指標も加味する)		□問題なし □改善を求める
3	事業者の方針等により、利用者の意向が制限・左右されることがなく、適切なサービス等の提供が図られるよう、他法人が運営する事業所等との積極的な連携に努めたか。	他法人が運営する下記事業所等との連携実績 ・訪問診療や看護等の医療機関 ・日中活動系サービス事業所 ・相談支援事業所		□問題なし □改善を求める
4	調理、洗濯その他の家事等は、利用者と従業員が共同で行っているか。	・共同作業の具体例		□問題なし □改善を求める

No.	評価項目	評価指標(※1)	事業所回答欄(※2)	評価欄
4	利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を適切に行っているか。	連絡調整の具体例		問題なし 改善を求める
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	・行政手続等の支援の方針 ・金銭管理の方針		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しているか。	・利用者の家族との連携の具体例 ・利用者とその家族との交流の機会確保の具体例		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
7	地域住民による活動への参加や事業所の自発的な活動の実施等により、地域との交流を行っているか。 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか。	・地域のイベントへの参加実績 ・事業所主催イベントでの地域交流の実績 ・ボランティアの受入実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
8	短期入所については緊急受入の態勢が整っているか。	・地域生活拠点等として市の認定を受けているか。 ・緊急受入の実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
9	協議会の関係グループに積極的に参加しているか。	・くらしグループへの参加実績 ・きよてんグループへの参加実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

No.	評価項目	評価指標（※1）	事業所回答欄（※2）	評価欄
10	地域連携推進会議を、おおむね1年に1回以上開催し、当該会議での報告、要望、助言等の記録を公表しているか。	・地域連携推進会議の記録 ・他事業者のグループホームページの参加実績 ・他事業者のグループホームページの地域連携推進会議への参加実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

※1 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

※2 前回以前に協議会から改善を求められた事項があった場合は、その後の対応を含めて記載する。

総評（評価、要望、助言等）

日中サービス支援型共同生活援助事業所 実施計画評価シート（新規案）

事業所名

No.	評価項目	評価指標（※）	事業所回答欄	評価欄
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができる見込みか。	・有資格者の確保の見込み ・研修の実施予定		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整う見込みか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数の確保の見込み ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入予定 （1の評価指標も加味する）		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
3	事業者の方針等により、利用者の意向が制限・左右されることがなく、適切なサービス等の提供が図られるよう、他法人が運営する事業所等との積極的な連携予定か。	他法人が運営する下記事業所等との連携実績 ・訪問診療や看護等の医療機関 ・日中活動系サービス事業所 ・相談支援事業所		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
4	調理、洗濯その他の家事等は、利用者と従業員が共同で行う予定か。	・想定する共同作業の具体例		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

No.	評価項目	評価指標(※)	事業所回答欄	評価欄
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う 予定か 。	・行政手続等の支援の方針 ・金銭管理の方針		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保できる か 。	・ 想定する 利用者の家族との連携 ・利用者とその家族との交流の機会確保の 予定		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
7	地域住民による活動への参加や事業所の自発的な活動の実施等により、地域との交流を行う見込みか 。	・地域のイベントへの参加 予定 ・事業所主催イベントでの地域交流の 予定 ・ボランティアの受入 予定		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
8	短期入所については緊急受入の態勢が整う 見込みか 。	・地域生活拠点等として市の認定を受ける 予定があるか ・緊急受入の 体制		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
9	協議会の関係グループに積極的に参加 できるか 。	・くらしグループへの参加 予定 ・きよてんグループへの参加 予定		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

※ 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

総評(評価、要望、助言等)	